

3月議会定例会での議場等における新型コロナウイルス感染防止対策

(令和5年1月18日白岡市議会運営委員会決定)

(令和5年2月10日白岡市議会運営委員会同内容再決定)

(令和5年3月14日白岡市議会運営委員会再決定)

1 本会議

- (1) 一般質問の時間制限を45分以内から30分以内にする。
- (2) 総括質疑の時間制限を45分以内から20分以内にする。
- (3) 議案の質疑は、自席ではなく質問席で行う。
- (4) マスクの着用は、個人の判断を基本とする。ただし、手指消毒、検温は、励行するものとする。
- (5) 議場の扉の開放、扇風機の配置
- (6) 議席（執行部席を含む。）、質問席、演壇及び議長席にアクリル板を設置
- (7) 採決時等を除き、出席議員を半減する。
- (8) 必要最小限の説明員の出席
- (9) 座席間隔の拡幅（氏名標を使用せず、卓上ネームプレートで代用）
- (10) 傍聴の自粛要請、傍聴人の定員の削減（30人を15人へ）
- (11) 傍聴人のマスクの着用は、個人の判断を基本とする。ただし、検温、手指消毒の協力要請を行うものとする。
- (12) 議員は、質問席での質問又は質疑が終了したとき、質問席の消毒を済ませた後、自席に戻る。

2 常任委員会

- (1) マスクの着用は、個人の判断を基本とする。ただし、手指消毒、検温は、励行するものとする。
- (2) 会場は、特別大会議室にする。
- (3) 会議室の扉及び窓の開放
- (4) 座席にアクリル板を設置する。
- (5) 必要最小限の説明員の出席
- (6) 座席間隔の拡幅
- (7) 傍聴の自粛要請
- (8) 傍聴人のマスクの着用は、個人の判断を基本とする。ただし、検温、手指消毒の協力要請を行うものとする。